

## 富山県建設みらい人材活躍支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県建設みらい人材活躍支援事業費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建設企業」とは、この補助金を申請する年度における富山県建設工事競争入札参加資格を有し、その主たる営業所を県内に有しているものをいう。
- (2) 「事業者団体」とは、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらからなる協議会等のいずれかに該当する団体であって、主に建設企業等（建設業法第3条の許可を受けている者、若しくは当該許可を受けないで建設業を営む者）によって構成されるものをいう。
- (3) 「技術者業務を支援する人材」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
  - (i) 建設ディレクターの資格を有する者
  - (ii) 建設ディレクター育成講座を受講中の者又は本補助事業において建設ディレクター育成講座を受講する者
- (4) 「建設ディレクター」とは、一般社団法人建設ディレクター協会が認定する資格及びその資格を有する者をいう。

### (補助金の交付)

第3条 知事は、建設業における技術者不足や業務負担の解消を図るために、建設企業又は事業者団体が行う、技術職と事務職の間をつなぐ多様な人材の育成・活用や建設業を支える人材を確保するための取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象事業及び補助率)

第4条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助率及び補助上限額は別表1によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象経費は、別表2のとおりとする。

2 補助金の交付額は、補助対象経費に別表1に掲げる補助率を乗じて得た額と補助上限額のいずれか低い額とする。ただし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

### (交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業計画書	様式第1号	正本1部	知事が別に定める日
収支予算書	様式第2号	正本1部	

### (交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 知事が公共の利益のために必要であるとして事業成果の発表を要請する場合、その要請に応じなければならないこと。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 第5条に規定する各区分間の経費について、2割以上の変更をすること。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から記載して10日を経過する日までに申請の取下げをすることが出来る。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
実績報告書	様式第3号	正本1部	事業完了後30日以内又は毎年度2月末日のいずれか早い日
収支精算書	様式第4号	正本1部	

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助金の交付対象者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又は、これに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他様式等)

第12条 第7条第1号及び同条第2号の場合において知事に提出する書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数
変更承認申請書（第7条第1号関係）	様式第5号	正本1部
中止（廃止）申請書（第7条第2号関係）	様式第6号	正本1部

(補助金の返還等)

第13条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。  
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表1（第4条関係）

補助対象事業	補助率	補助上限額
1 IT人材育成支援事業 建設企業が行う、ITスキルを活用して技術者業務を支援する人材の育成に要する経費を補助（注1）	補助対象経費のうち建設企業負担額の2分の1以内	30万円
2 技術者キャリアアップ支援事業 事業者団体が行う、建設企業在職者の技術力向上のための取組みに要する経費を補助（建設業法で定める国家資格のうち、土木・建築・造園施工管理技士の資格取得に係るもの）（注2）	補助対象経費のうち事業者団体負担額の2分の1（総事業費の6分の1）以内	土木・建築 100万円
3 人材活躍事例発表会開催事業 事業者団体が行う、多様な人材（建設ディレクター等）の活用を進める先進企業による事例発表会の開催経費を補助（注3）		造園 20万円
4 大学生・高校生向け現場見学会開催事業 事業者団体が行う、建設系学科の大学生・高校生を対象とした、建設業における多様な人材（建設ディレクター等）の活躍について紹介する現場見学会、座談会等の開催経費を補助（注3）		10万円 30万円

(注1) IT人材育成支援事業における補助金の交付は、1建設企業につき1回とする。

(注2) 技術者キャリアアップ支援事業のうち、土木・建築施工管理技士の資格取得に係る取組みに対する補助対象は、厚生労働省の人材確保等支援助成金を受給して事業を実施する事業者団体に限る。

(注3) 人材活躍事例発表会開催事業及び大学生・高校生向け現場見学会開催事業の補助対象は、厚生労働省の人材確保等支援助成金を受給して事業を実施する事業者団体に限る。

別表2（第5条関係）

補助対象事業	経費区分	内容
1 I T人材育成支援事業	受講料	建設ディレクター育成講座受講料
		建設業に用いるドローン活用のための講座・講習受講料
		建設業に用いる3D CAD活用のための講座・講習受講料
	教材費	教材費（講座・講習の受講に必須のものに限る）
2 技術者キャリアアップ支援事業	その他	その他知事が特に必要と認める経費
	報償費	講師等の謝金
	旅費	講師等の旅費
	需用費	印刷製本費等
	役務費	通信運搬費等
	委託費	事業実施に係る外注費
	使用料及び賃借料	会場借上料
3 人材活躍事例発表会開催事業	その他	その他知事が特に必要と認める経費
	報償費	講師等の謝金
	旅費	講師等の旅費
	需用費	印刷製本費等
	役務費	通信運搬費等
	委託料	事業実施に係る外注費
	使用料及び賃借料	会場借上料
4 大学生・高校生向け現場見学会開催事業	その他	その他知事が特に必要と認める経費
	報償費	講師等の謝金
	旅費	講師等の旅費
	需用費	印刷製本費等
	役務費	通信運搬費、保険料等
	委託料	事業実施に係る外注費
	使用料及び賃借料	会場借上料、バス等借上料、駐車場利用料
その他	その他	その他知事が特に必要と認める経費

(注) 対象経費は消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額とする。

いずれの対象経費も、既存事業部分と経理上明確に区分されているものに限る。